



平成 26 年 5 月 30 日

【照会先】

栃木労働局雇用均等室

室 長 野村 ひとみ

室長補佐 渡邊 宏子

(電話) 0 2 8 - 6 3 3 - 2 7 9 5

(FAX) 0 2 8 - 6 3 7 - 5 9 9 8

報道関係者 各位

平成 2 5 年度雇用均等行政関係法令の施行状況及び紛争解決援助制度の活用促進について

—訪問企業の 8 5. 5 %に法令違反、育児・介護休業法に関する指導が半数超—

1 栃木労働局(局長 堀江 雅和)は、平成 2 5 年度における男女雇用機会均等法、育児・介護休業法及びパートタイム労働法(以下、これら 3 法を「雇用均等行政関係法令」という。)の施行状況を取りまとめました。[\(別紙 1\)](#)

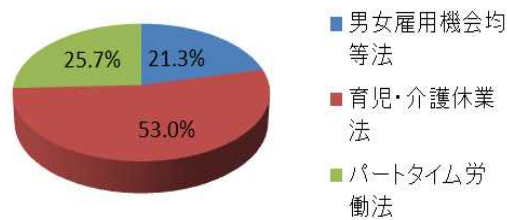
(1) 雇用均等室に寄せられた相談は 1,256 件あり、育児・介護休業法に関するものが 78.3%(984 件)と最も多く、次いで、男女雇用機会均等法に関するものが 16.0%(201 件)、パートタイム労働法に関するものが 5.7%(71 件)となっています。

(2) 雇用均等行政関係法令に基づき報告徴収を行った企業等は 683 社で、うち 584 社において法令違反(なんらかの違反があった企業の割合 85.5%)があり、1,876 件の是正指導を行いました。是正指導の内訳は、育児・介護休業法に関するものが 53.0%(995 件)、パートタイム労働法に関するものが 25.7%(482 件)、男女雇用機会均等法に関するものが 21.3%(399 件)となっています。

〔図 1 相談内容の内訳〕



〔図 2 是正指導の内訳〕



(3) 個別紛争の解決の申立て(労働局長による援助及び紛争調整委員会による調停)は 5 件あり、いずれも女性労働者から労働局長の援助の申立てでありました。

事案は、男女雇用機会均等法に基づく申立て 4 件(妊娠等不利益取扱い 3 件、セクシュアルハラスメント 1 件)、育児・介護休業法に基づく申立て 1 件(期間雇用者の育児休業取得)でありました。いずれも労働局長の援助により解決をみました。[\(別紙 2\)](#)

2 紛争解決援助制度の申立ての活用促進

上述 1 (3) のとおり、管内における紛争解決援助制度の利用が低調であることから、当局は男女労働者、事業主に対し、紛争解決援助制度の一層の活用を促進します。

特に働くお父さん、お母さんに対し、両立のための支援制度を周知するとともに、制度を利用できない等の不利益取扱いについて、紛争解決援助制度の利用により、迅速かつ的確な解決を促します。[\(別紙 3, 4\)](#)